

## 令和元年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年12月12日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知   | 2番  | 宮崎 春夫  | 3番  | 俵 薫   |
| 4番  | 伊藤 新司  | 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法  |
| 7番  | 村上 浩一  | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 13番 | 武藤 康志  | 15番 | 安富 法明  | 16番 | 伊藤 太一 |
| 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦  | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- |       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 阿川 伸美 | 大橋 つや子 | 篠田 巧  |
| 原田 一馬 | 松田 孝子  | 山縣 正明 |
| 山中 佳子 |        |       |
- 5 欠席農業委員
- |           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 8番 石田 健治郎 | 12番 井町 哲 | 14番 縄田 善博 |
|-----------|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- |       |      |      |
|-------|------|------|
| 阿野 秀文 | 中野 修 | 吉村 徹 |
|-------|------|------|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和元年第12回総会を開会いたします。本日の委員は18名中、15名の出席でございます。定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は、8番 石田委員、12番 井町委員、14番 縄田委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。6番、岸委員。1番、倉増委員。よろしく願いいたします。早いものでもう12月になってしまいました、みなさんも気ぜわしくなってくるんじゃないかと思えます。いたらない事を言わずに議事の方へ入っていきたいというふうに思います。</p> <p>それでは議事に移りたいと思えます。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から5まで事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の前に申し訳ありませんが、参考資料位置図のページが50ページの次に55ページとなっておりページが前後しています。申し訳ございません。</p> <p>5件朗読。</p> <p>1件目。農業経営拡大のため申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されております。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。高齢のため耕作管理が困難となった兄から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されております。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件</p>

<p>議長</p> <p>13番</p>	<p>は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。相続したが、会社員のため耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されております。●●●で所湯の農地につきましては、●●●農業委員会より耕作されているという旨の証明をいただいております。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。高齢のため耕作管理が困難となった父から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されております。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。高齢のため耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されております。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p> <p>13番武藤です。去る12月5日、私、武藤と、山本会長、縄田委員、事務局の安永局長、小幡主事の5名で現地調査に参りました。まず、1番から順番にいきたいと思います。1番、●●●●さんの件ですが、場所はこちらから●●●●に向かって●●の●●●●と</p>
----------------------	---

<p>議長</p> <p>1 番(推進委員)</p>	<p>いう辺りなんですけど、もうちょっと市道に入ってすぐ上の畑なんですけど、こちらに関連しまして、●●さんに関しましては本日の議事の報告1号の1と報告5号の1が出ておりまして、そちらの管理がちゃんとされているかどうかというのを確認しました。後程出てくるんですが、こちらの圃場も報告通りきちんと管理されておりましたので、今回の3条申請の許可をしても問題ないんじゃないかと感じました。</p> <p>続きまして2番の●●さんの件ですが、場所は●●から●●●●、●●●●●に乗りまして、昔の●●●●●、現在の●●●●●の方へ右折しまして、およそ5 km。●●●●●に入って、およそ800 mくらいの場所にあります。調査いたしましたところ、耕作証明というか、今お作りの畑ですね。1箇所ほど宅地の所がありますが、現状としては畑になっていたんですがそちらは今農具置場のような形になっておりまして「こちらを元の宅地に戻した方がいいんじゃないか」という指導を致しましたところ「撤去後写真を撮って提出します」という事がありました。先程事務局の方に確認しましたら、ちゃんと撤去後の写真も撮って来られて、事務局も確認済だという事です。他は特にありませんので、許可しても問題はないんじゃないかと感じました。</p> <p>続きまして、3番の●●●さんですね。こちら今の場所の近くなんですが、こちらの●●さんが耕作されている畑がこの近くにあるんですけど、こちらもきちんと管理されておまして、1枚は栗が栽培されていました。もう1枚の畑も現在整備されている最中でした。特に問題ないと感じました。</p> <p>続きまして4番の●●さんの件ですが、こちらは●●●●●の●●●●●から●●に向かう●●●●●、●●●●●を過ぎておよそ1.7 km。その後左折いたしまして、200 m付近になります。同居の息子さんへの譲渡でございます。現在耕作中の畑などもきれいに整備されておりまして、家族で協力して耕作されておると言う事で許可しても問題はないと感じました。</p> <p>続きまして5番の●●さんの件ですが、●●●から●●●●●に向かう●●の交差点の近くで、申請者の自宅のすぐ側の圃場です。こちらは少し前に申請があった時に私も立会に行ったんですが、残念ながら所有されている圃場がきちんと管理されておりませんで、その時は認められないという事になったんですが、まだ議題にも上がらなかったんですけど、きちんと管理するか、もしくは転用除外申請を出してはどうかとその時は助言をしたんですが、今回現在お持ちの圃場の方もきちんと管理されて、新たに果樹などが植樹されておりまして。但し、溝とか排水路とかは未整備だったのでそこをきちんと溝を掘って管理するようにと指導をしたところでございます。他は特に問題はないと思いますので許可をしても問題ないと感じました。</p> <p>以上5件ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。1番。</p> <p>伊佐地区の阿川と申します。先程、武藤委員さんが発言された通り問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
----------------------------	---

会長	2番、3番。
15番(推進委員)	2番の担当地区の推進委員原田と言います。先程、武藤委員さんの方から指摘がありました、倉庫があったという話ですけども、2日後に確認したところ、もう撤去されていまして更地になっております。それは確認済みであります。3番については、ご説明の通り何の問題もないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	4番。
18番(推進委員)	松田と申します。私また大変ご無礼をいたしまして、電話番号が間違っていまして公会堂に行ったら「今帰られました」という事でお父さんとは話会いましたので、現地もきれいにしてありました。ご迷惑をおかけしました。ご審議お願いいたします。
議長	5番。
24番(推進委員)	私、時間に間に合わなくて現地に立ち会えなかったんですけども、武藤委員の方から説明があった通りです。どうぞご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。先程、武藤委員の報告の中にありました、2番の件で、登記地目、宅地、現況、畑というのが農家台帳上にありまして、これを見に行きましたら武藤委員の言われる通り、農機具置き場として、倉庫のような車庫のような物も建ってありました。元々宅地だったもので、無断でそのように転用されたんだと思うんですけど、かなり古い物で、現況証明できちんと今回処理をしてくださいとお願ひして帰りました。その通りに処理をされるものというふうに思っております。こういうふうなケース滅多にありませんので、何故かなとおっしゃる委員さんいらっしゃるかと思いますけど、農地法の農地と言いますのは現況が農地、そしてもう一つは台帳地目、要するに登記簿地目が農地の場合には農地法上の農地の扱いを受けます。それに加えて採草放牧地も全く同じ扱いを受けますので、その辺を認識しておいていただけたらと思います。委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
6番	ちょっと聞き落としたのかもわからないんですけど、3番の●●さんはこの近くで農地を持たれて農作業をやられているんですか。

議長	<p>●●●に本当に近くの●●に栗園と今、ちょっと雑草が繁茂していたんで、ちょっときれいにして今から農協の指導を受けながら補助金で栗を植えるように、造成といいますか整地をされている部分と2箇所お持ちでございます。それは、道路を挟んで右左にございます。栗園の方は、すごくきれいに管理されておりました。それと「近くの子供達を呼んで栗拾いをさせるのが俺の楽しみだ」というふうにもおっしゃっていたので、問題はないんじゃないかと私も見てまいりました。</p>
4番	<p>耕作地1町3反。これはどこにあるんですか。全部●●●ですか。</p>
議長	<p>いいえ。●●●には2反ちょっとかな。3反まではないね。あとは●●です。さっき事務局より報告があったように、●●の方の農業委員会に確認したら、きちんと耕作されているという事で</p>
4番	<p>この耕作面積のほとんどは、●●の方にあって耕作されているという事なんですね。</p>
議長	<p>他にございませんか。それでは採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から7番までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>7件朗読。 1件目。申請地は、●●●●●から西へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は広島市に居住する会社員です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力33キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は、●●●●●から北西へ1.8kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は広島市に事務所を置く運營業等を営む法人です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発</p>



	<p>続きまして2番。こちら太陽光発電ですが、今の場所と近く川を渡るんですが、●●●の●●●●●の裏手の方になります。丁度、●●●と●●●が合流する辺りの圃場になります。こちら建てても特に問題ないのではないかと感じました。</p> <p>3番です。こちら先程の●●●の交差点の方から住宅街の方へ入って行く市道があります。そちらに入っすぐの上の一段高い場所のある荒廃農地とか荒ぎみの農地です。丁度この申請者の●●●さんの自宅の目の前という事もありまして、こちら譲り受けて景観の保護を目的として維持管理していきたいという事で、今後は桜など景観のいいようなものを植えていきたいという事でした。</p> <p>続きまして4番と5番は太陽光発電ですが、同じ場所ですので一括して説明させていただきます。●●●の●●●●●の守衛から植樹してある川沿いの道をおよそ150mくらい進んだら左側に公園が少し整備されているんですが、その真横の圃場です。進入路につきましては一時転用という事で、こちら特に問題ないと感じました。</p> <p>続きまして6番ですが、こちらは中古自動車置場なんですが、●●●●●を●●●●●へおよそ250mくらい行って道路の右下にある場所なんですが、こちらは既に中古車自動車が複数台置かれておりまして、資料にもありますように平成14年くらいから無断転用という事です。元の所有者の方と貸借契約をされていたようなんですが、今回の所有権の移転に伴って無断転用である事が判明して、こちら始末書が提出されているという事です。こちらはもうしょうがないなという感じです。</p> <p>最後7番ですが、●●●●●に行く時に●●●●●さんの工場がありまして、その正面くらいなんですが、新たに造園業を始められるそうで、こちらの立地条件の良い圃場を譲り受けられてプレハブ1棟、あとは庭木や真砂土などを置く資材置場として活用したいという事でありまして。特に問題ないと思いました。以上7件ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
22番(推進委員)	<p>推進委員の山縣です。1番について、当日用事があって行けませんでしたので後日行ってみましたが、今、武藤委員さんが言われるように別段問題ないと思えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>では、2番。今日、委員欠席ですので私の方から言いますが、●●●と●●●に面しております。現在はセイタカアワダチソウが繁茂しておりまして、荒廃している農地でございます。次は、先程武藤さんが言われたように●●●に接しておりまして、片方一面が農地に接しておりますけれど、特に陰になるとかいうふうな問題があるような所ではございません。水の関係も一番この水系の中では一番右になっておりますので問題はないのではないかというふうに思えます。では3番、4番、5番、6番まで一緒ですかね。</p>
1番(推進委員)	<p>伊佐地区の阿川と申します。3番の件ですけれど、先程武藤委員さんの言われた通り別に問題ないと考えます。</p>



議長	<p>次の●●●、太陽光発電施設それに伴う進入路並びに6番の●●●●●の車置場。これは無断転用が平成14年からという事でございまして、武藤委員の言われた通り問題はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>それでは7番。</p>
9番(推進委員)	<p>推進委員の篠田でございますが、先程武藤委員が言われましたように、近くに飲料を扱う所がございますので転用に当たっては環境面には十分注意を気を配ってほしいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から1件ほど補足をしておきます。5番で所有者が美祢市になっておりますけれども、実はこれ公園でございます。多分隣の公園まで続いているのではないかと思うんですけど、事務局の方より既に美祢市の方に対して地目をきちんと変えるようにというふうな申出をさせていただいております。以上、報告しておきます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いたします。</p>
10番	<p>10番の伊藤です。太陽光発電、かなり今頃増えていてどんどん周りがそうなるので怖いような気もします。この前、女性農業委員の研修がありまして、旅行で広島の方へ行っただんですが、そちらでもパネルの話がありまして、「これは契約はどうなっているんだ」とか「何年、何十年の契約なのか」とか「その後はどうふうになるようになっていくのか」とかみなさん不安を言われておられました。実際、前もそういう質問があったんじゃないかと思うんですが、覚えていなくてどういう形になっているんでしょうか。</p>
議長	<p>太陽光パネルにつきましては、県の農業会議の中、今常設審議委員会と申しますけれど、常設審議委員会の中でも議論はされております。ただ、県としましては非常に消極的でございます。先月の常設審議委員会の中で1つだけ進展したと言え、管理等については農業委員会の方で、ある程度は指導できるというふうな部分については進展はしましたけれど、まだ山口県としては消極的で前向きには物事を考えていないというのが現状でございます。国に対しても、これに輪をかけたようなもので非常に消極的な考え方しか持っておりません。ただ、農地法上だめだという事にするだけの根拠があるかといけば、きちんとした申請が出ればだめだという事も出来ませんので、そこまでは規制が出来ていないというのが現状です。県の常設審議委員会、昔の農業会議の中でもかなりの頻度で太陽光の問題については申し入れをするべきだと県が国に対して申し入れをするべきだという意見等々はかなりたくさん出ております。少しずつでもいい方向に今後の処置といえますか、最終的な処分等についてもどうなるのかということまで詰めてはいきた</p>

委員	<p>いとは思っています。私も太陽光をやっていますので分かりますけれど、基本的には20年でございます。20年経った後、そのパネル等が使えるれば他の機械等を交換、20年経つ前に交換しなければいけない機械もあるみたいですけど、できれば交換して、まだ売電がどういうふうな価格になるとか、いうところについては分かっておりませんが、というのが基本的な今分かっている考え方の一つです。この申し入れ書の中に太陽光問題については、申し入れ事項が出ております。</p> <p>他にご意見はございませんか。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>挙手。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から南へ2.9kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から南東へ1.8kmの位置にある農用地区域内農地です。資材置場を設置するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
13番	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p> <p>13番、武藤です。1番目なんですが、●●●から●●●●●で●●●●●に向かいまして、●●●からおよそ1.2kmくらい●●●の左下の圃場になります。太陽光発電施設のための除外申請になります。見たときちょっと荒れているんですけど、周りの圃場との境界が荒れている関係もあったんですけど、分かりづらかったので転用をされる前にちゃんと周りの方と圃場進入路等の確認をいただくようお願いいたしました。問題はそれ以外は特にはないと思いましたが、</p> <p>2番目ですが、●●●なんですけど、●●●の●●●さんの所の交差点から●●●●●に向かいまして、●●●●●を道なりにまいますと●●●●●さんという、先程の●●●●●さんがある所の交差点なんですが、そこを右折しまして●●●●●へおよそ2kmくらい、道</p>

	<p>路右側川沿いの圃場になります。小さい田んぼなのですが、整備して資材置場として活用したいという事で今回除外申請が出ました。特に他の田にも影響がないだろうと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>地元委員の山縣です。今、1 番について武藤委員さんが言われたように別段問題ないと思いますので、ご審議のよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2 番。吉村さんはいらっしゃらない。私の方から、武藤さんが言われた通り間違いはございません。みなさんこの図面を見られて、ちょっと変わっているなというふうに思われるかと思います。実はこの番地を見てもらったら分かりますけれど、●●●●の●と●●●●の●なのですが、間に道がありまして、その道には番地はついていません。普通分筆をした場合は、何らかの形で繋がるんですけど、これ地籍の時のミスのようなございます。ここに水路と道路と言いますか通路があったために、それを番地がここに付いていたはずなんですけれど、その番地を落としたようでございます。実際には1、2、4、5とあります。この水と書いてある川なんですけど、川の方に堤防が4と5があります。枝番がですね。3が抜けているという事で帰ってからいろいろ調べましたら、その時のミスで地番を付け忘れたんじゃないかという事で非常に珍しいケースでございます。ここはどうも●●●●と読むようでございます。余談ですが、それで今週の月曜日に加古川線という兵庫県のJR線に乗って、山奥に入って行ったんですが、そこには全く同じ字の駅がございましてそこは●●●●と読むようです。こういう偶然が重なるものかなというふうに思いながらその駅で暫く日向ぼっこをしたというところでございます。余談になりましたけど、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして、原案に対して当番委員の報告による議事結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は議事結果を附して市長の方に送付いたします。続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案に入ります前に、訂正箇所がございますので訂正をお願いいたします。別冊になっております、農用地利用集積計画の1ページ目をご覧くださいと思います。1番目、今設定者数が14名となっておりますが、これは5。設定を受ける者数が4となっておりますが、3に訂正をお願いします。続きまして、3ページをお開き願います。利用権設定総括表でございますが、新規契約、秋芳町の所をご覧くださいと思います。面積0に対しまして、地権者実人数が9と書いてありますが、これは0です。その隣の耕作者実人数は1と書いてありますが、これは0でございます。合計といたしましては、地権者実人数は5名、耕作者実人数は3名で訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、全体で15筆ございまして、全体面積が16,650㎡でございます。貸し手が5名、受け手が2名でございます。まず、公告番号1番、2番は機構を通しまして農事組合法人 ●●●●●でございます。番号3番、4番につきましては、●●●●さんが耕作されるようになります。5番は機構を通しまして農事組合法人 ●●●が耕作される予定でございます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えられます。審議の程よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第5 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今日配布しております、資料で様式第3号と書かれた資料をご用意ください。非農地通知予定一覧表と書いてあります。これは今年7月から9月、農地法第30条による農地パトロール、利用状況調査を行った際、もう再生利用が困難な農地についてみなさまの方でご審議してピックアップしたものがこの表に書かれております。この通知を送付するにあたり、原則、該当年度行った調査の年内に該当しない旨を判断する事という事で、農地法の運用についてに書かれております。この表の第1の方は各筆、2の方には地目そして面積、所有者ですね。それから5の所に今日の決議の日にちが記載されています。それで、6番目の非農地通知発行年月日で</p>

	<p>すが明日、発送したいと思っております。発送いたしまして、12月の27日までに異議申し立て期間を設けております。12月27日までに、これはおかしいという事であれば、異議申し立てをしていただきますように文書を書いております。この非農地通知書とその後ろに当時の現地の写真を添付しておりますので、それを元に来年の1月から法務局の方で地目変更登記をしていただくような形の文書を添付しております。それで今回、4ページ目最後のページになりますが、地権者数は33人、筆数で言いますと77筆、面積が87、171㎡ほど非農地判断をいたしました。非農地判断後の地目については、この表の7番目に書いてありますように、山林か原野で地目認定をするようにいたしたいと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思っております。議案第5号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第5号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 申請地は、●●●●●から東に1.4kmの位置にある第2種農地です。農業用倉庫を設置するための届出です。 以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
13番	<p>13番、武藤です。こちらは本日の議案第1号1番で●●さんっていらっしゃいましたが、その時に見に行った場所なんです、●●●●の交差点に入っていきまして、およそ500m、突当たった所を左折して200m入った道路の左の圃場になります。こちらの資料の通りになっていました。報告いたします。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。
1 番(推進委員)	伊佐地区の阿川です。武藤委員の言われた通り問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声） それでは特に発言がないようでございますので、報告第1号は終わらせていただきます。 議事順位第7 報告第2号 公共工事に伴う転用の届出について1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。所在地は、●●●●●から南東に100mの位置にある、田4筆に道路工事のために防草シート、防草コンクリート、工事用道路を設置するものです。令和元年12月31日までの一時転用です。 2件目。所在地は、●●●●●から北東へ3.3kmの位置にある、田4筆に道路改良工事のための工事用道路を設置するものです。令和2年3月31日までの一時転用です。 以上、報告いたします。
議長	公共工事に伴う転用届でございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。これは今まで何も言わずにやっていたけれど、昔から時々県に対してもきちんと出して欲しいとお願いをしていました。やっと出してくれるようになった案件でございます。
15番	基本的に出したらもういい。
議長	出したら、出した時点でもう工事をやっております。公共工事ですから、あくまで届け出でございます。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。 それでは、議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から8までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	8件朗読。

	<p>1 件目。高齢のため耕作管理が困難なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2 件目～5 件目。病気等で労働力不足なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>6 件目。農地法第 3 条農地所有権移転申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>7 件目、8 件目。高齢のため耕作管理が困難なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1 番、阿野さん。いらっしゃらない。担当農業委員は私でございますので、阿野さんと連絡を取ってどうにか次の耕作者が見つかるように努力しようと思います。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) では特に発言も無いようでございますので、報告第 3 号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第 9 報告第 4 号 農地転用現況証明について 1 から 3 までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。申請が 3 筆。平成 1 0 年頃耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2 件目。申請が 1 筆。2 0 年以上前より耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>3 件目。申請が 1 筆。平成 1 0 年頃に耕作放棄後、現在は宅地となっている状況でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
1 3 番	<p>1 3 番、武藤です。1 番ですが、●●●●●という所なんですけども、●●●●●からおよそ 2 k m ほど●●●●●に向かいまして、その辺りに左折する細い道があるんですけど、高速道路の下をくぐりましてすぐの所です。写真の通り、山林にしか見えないような感じになっております。</p> <p>続きまして、2 番の●●●●●ですが、先程の昔の●●●●●の方に入って行きまして、およそ 5 k m くらいの場所なんですけど、こちら雑木等で相続時には既に耕作不可能であったと。その後、現状のような状態になってしまったという事です。</p> <p>3 番目は、先程議案 1 号の 2 番の●●●●●さんの件ですが、事務局が説明した通り、今現在は田んぼではないという感じになっております。</p>

	以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。1番。
7番(推進委員)	1番の件ですけど、時間が合わなくて当日は行けませんでしたので、後日現場の方へまいりましたけれど、武藤委員さんの言われた通り山林の状態です。
議長	2番、3番。
15番(推進委員)	2番、3番ですけども、先程武藤委員さんが言われた通り仕方ないものと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) 特に発言も無いようでございますので、以上で報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第10 報告第5号 農振法に基づく農用地の軽微な変更についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 申請地は●●●●●から東に1.4kmの位置にある農用地区域内農地です。先程の報告第1号と同じ場所になります。農業用倉庫を設置するための農地の用途区分の変更です。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
13番	13番、武藤です。今、事務局からもありましたが、報告第1号と全く同じ場所であります。こちらの資料通りだった事を報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。これ私の疑問なんですけれど、22ページの軽微な変更と4条1項8号の処理と、順番が逆になった方がす



事務局	<p>んなりするんじゃないかと思うんです。軽微な変更の方は要するに農振地域の除外の問題。除外が終わってから、4条の関係に移るんじゃないかなと、どちらがどちらでもあまり変わらないと思いますけれど、逆の方がすんなりしていいんじゃないかと会長としては思います。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言も無いようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第11 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回2件。農事組合法人 ●●●●●、有限会社 ●●からの報告でございます。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今の報告に対しまして委員のみなさんから何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言がないようでございますので、報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日は相談がなかったようでございますので報告いたします。それでは委員のみなさんより何か意見ございましたらお願いいたします。先程、委員さんより1件ほど事務局の方に意見を託して帰られましたので、事務局の方よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>先程、美東町大田担当の瀧山推進委員より言付かった内容でございます。瀧山委員は所用のため、3時から退室されたわけでございますが、この度の利用権設定で未整備田であるんですが、地主の方からの要望がありました。まず、この度未整備田を借り手から担い手の借り手の方に更新の手続きを行う予定であったんですが、借り手の方からこの度から耕作ができないという事を言われました。内容につきましては「今まで通り補助金があれば田の管理が出来ていたんだが、なくなった事によりこれからは管理をしない」という事を言われたという事です。結果といたしましては、地主の方が自腹を切って田んぼを管理すると決められたそうです。「何とかこの田が管理できるような補助金が出ないかな」という事を瀧山推進委員に言われました。以上でございます。</p>
議長	<p>以前は、減反補助金というのがあったので、同じ管理をしても少しは足しになっていた。私が農業を始めた当時というのは減反補助金から10アール当たり5万5千円出ておりました。今はそれが全くありませんので、その辺も含めて耕作が大変になってきた。それともう一つは耕作をされている方のお年がどんどん増えてくるということでも、体力的な問題も絡んでくるんじゃないかと思</p>

事務局

事務局

ます。私もこの話少し聞きましたけれど、今後いろんな機会をみて、市、県等にもこの意見を挙げていきたいなというふうには思っております。みなさんの方も何かありましたら、その機会ごとにこういうふうな意見があるんだという事を言っていただければ、もう少しはよくなるんじゃないかなというふうにはしか思いませんけど、言わないよりはいいんじゃないかなというふうには思っております。よろしく願いいたします。他に委員のみなさんより何かございせんか。なければ事務局より今後の日程等についてお願いいたします。

それでは今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会が1月16日木曜日でございます。農業相談は、1月14日火曜日、美祢地区は馬屋原委員さん、美東地区は倉増委員さん、秋芳地区は安富委員さんをお願いしたいと思います。現地調査につきましては1月9日木曜日、安富委員さん、井町委員さんをお願いしたいと思います。

号令

午後3時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年12月12日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

--	--

